

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊約款の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（当ホームページの宿泊プランによる）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものと処理します。

(予約金)

第3条 1. 前条の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。

2. 予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序に充当し、残額があれば、第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。

(宿泊契約の締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予想時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後12時から翌朝12時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の60%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(営業時間)

2. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

- (1) フロント 午前7時～午後10時
- (2) 飲食等(施設) サービス時間:
 - (イ) 朝食 午前7時から午前10時まで
 - (ロ) 夕食 午後5時から午後8時まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(貴重品の取扱い)

第 15 条 宿泊客が、当館内にお持込みになった貴重品を含むお荷物の管理はご自身の責任でお願いいたします。当館では責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合は、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料+朝・夕食料） ②サービス料（①に含む）
	追加料金	③追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金 ④サービス料（③×18%） ただし、当ホームページに記載している価格は、サービス料を含んでいます。
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

別表第2 違約金

契約解除の通知をうけた日→	5日前	2日前	前日	当日	無連絡不泊
基本宿泊料金 ※朝食付き、2食付きの場合も含む	なし	20%		50%	100%
宿泊料金に含まれない 別途食事料金	なし		50%	100%	
15名以上 団体旅行	20%		50%	100%	

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。（消費税は含みます。）

(注) 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を收受します。

(注) 3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引受けした場合にはそのお引受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

【ペット同伴の宿泊規約】



1. 当館のご利用は以下の項目に該当する、飼犬もしくはケージ持参の猫に限らせていただきます。
 - (1) 体重が35kg以下である。
 - (2) 無駄吠えしない。
 - (3) トイレのしつけができています。
 - (4) 予防接種を受けている。
 - (5) 発情期、生理中、妊娠中ではない。
 - (6) ノミ、ダニ、寄生虫などが駆除されている。
 - (7) からだの清潔が保たれている（汚れ、体臭、抜け毛の処理）。
 - (8) 伝染病に感染の恐れがない。
2. 食事処、大浴場等パブリックスペースへは立ち入れません。
3. ご入室の際には足を洗って汚れを落としてください。
4. ペットを部屋に残しての外出は基本的にはご遠慮ください、ただし、食事処や大浴場のご利用の際は、ペットが室外に出ないようにお願いします。
5. 抜け毛や汚れの処理をしてください。
6. 寝具の中にペットを入れしないでください。
7. 当館の館内・室内・館外・駐車場の車両・機器・備品の破損・汚損が発生した時は、後日においても修理・清掃にかかる実費を請求させていただきます。
※ペットによる粗相など起した場合は、直ちにスタッフまで申し出てください。
8. 当館のこのプランはすべてお客様ご自身においてペットを管理いただきます。万一、当館のご利用(館内、館外などすべてにおいて)によりペットが負傷・死亡・逃走または他者および他者のペットへの危害加えた場合など当館は一切の責任を負いかねます。
9. 当館ではペットのお預かりは一切行っておりません。
10. 当館ではペット用のお食事をご用意しておりません。お客様自身でご用意して下さい。

本規約の内容は予告なしに改正できるものとする。

平成21年12月10日